官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔皇室事項〕
〇天皇皇后両陛下は、第四十四回全国豊かな海づくり大会に御臨席になる件（宮内庁一三）　一
〔官庁報告〕
国家試験
第九十六回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）　二
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、登録政治資金監査人登録・登録抹消関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　四
会社その他
〔その他告示〕
〇保安林の指定をする件（農林水産一五一四～一五一七）　四
〇保安林の指定を解除する件（同一五一八～一五二四）　四
〇砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通九三九）　四
〇砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同九四〇）　四
〇浄化槽の型式の認定をした件（中部地方整備局九二）　四
〇都市計画に関する件（近畿地方整備局九八）　四
〇道路に関する件（北海道開発局八五～八七）　四
〔人事異動〕
内閣　四

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験

第九十六回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）

日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一六）

〔公　告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分、登録政治資金監査人登録・登録抹消関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

その他告示

〇宮内庁告示第十三号

天皇皇后両陛下は、三重県において開催される第四十四回全国豊かな海づくり大会に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、十一月八日から同月九日まで同県へ行幸啓になる。

令和七年十月九日

宮内庁長官　西村　泰彦

〇農林水産省告示第千五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　京都府宮津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び宮津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町平山上字櫨ノ谷甲一三七八の八から甲一三七八の一一まで、甲一五一九、甲一五二〇の一、甲一五二〇の四、甲一五二一の一、甲一五二二の一、字猿ノ尾甲一五二四の一、甲一五二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字櫨ノ谷甲一三七八の九・甲一三七八の一〇・甲一五一九・甲一五二〇の一・字猿ノ尾甲一五二四の一・甲一五二五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千五百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町大山田上郷字山ノ神沢二六九二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ノ神沢二六九二の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）